

交通事故などの「第三者行為」によるけがや病気で国保の保険証を使って治療を受けたときは、必ず国保の窓口で「第三者行為による被害届」を提出してください。

### ◆第三者行為によるけが・病気とは？

- 交通事故
  - 暴力行為を受けた
  - 他人の飼い犬に噛まれた
  - 飲食店で食中毒にあった
- などがあります。

### ◆どうして届け出が必要なの？

交通事故など、第三者の行為によって、けがや病気をしたときの治療費は、加害者負担が原則です。しかし、加害者に支払い能力がない場合や損害賠償に時間が掛かる場合などには、被害者の負担を軽減するために、一時的に国保が立て替え払いをして、後から国保

が加害者に費用を請求します。その際、加害者本人や加入している保険会社の情報が不可欠となるため「第三者行為による被害届」が必要です。

※「第三者行為による被害届」のほかに、保険証や交通事故証明書などの書類が必要になります。必要な書類は、役場住民課医療年金係にお問い合わせください。

### ◆こんなときは保険証が使いません!

- 通勤中や工作中に第三者行為によって、けがなどをした場合 ※労災保険の対象になります。
- 負傷者本人の故意による犯罪行為やけんか、泥酔などで、けがをした場合
- 負傷者本人が、無免許運転や飲酒運転をした場合
- 加害者からすでに治療費を受け取ったり、示談が成立している場合

▼問い合わせ 役場住民課医療年金係 (☎611-2501)

## 【9月1日】空家に関する条例が施行されます

「矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例」が9月1日に施行されます。空家(使われていない家屋、小屋、敷地などを含む)を適切に管理していただくことを通して、町民の皆さんの良好な生活環境を守るための条例です。

全国的に、適切に管理されていない空家が、地域住民の生活に悪影響を及ぼしている例が増えており、町内でも空き家についての相談が増えています。空家の所有者の方には、適切な管理をお願いします。

※条例の詳細は町ホームページで確認するか、役場企画財政課企画係へお問い合わせください。

### ◆条例のポイント

以下のことなどを定めています。

- 空き家の所有者は、その建物が**特定空家等**にならないよう、責任を持って管理すること
- 住民は、町内で著しく危険と思われる空家について町に情報提供すること
- 町は、空家そのまま放置された場合、倒壊などの危険のおそれがあり、被害を避けるために緊急の必要

がある場合は、該当する空家へ必要最小限の措置を行うこと

### ◆特定空家等とは？

以下のような空家に対して、必要に応じて町が認定します。

- そのまま放置すれば、倒壊など著しく保安上、危険となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことで著しく景観を損なっている状態
- その他、周辺的生活環境を守るために放置することが不適切である状態

### ◆特定空家等に認定されると？

法律に基づき、危険防止について所有者などに指導や勧告、命令などが行われます。従わない場合は、税制上の特例の解除や法律に基づく強制執行が行われたり、50万円以下の過料となる場合があります。

▼問い合わせ 役場企画財政課企画係 (☎611-2721)

# 健康診査・各種成人検診のお知らせ

町では、若年者健康診査、特定健康診査、後期高齢者健康診査、結核検診、肺がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診の各種成人検診を実施します。各種検診の案内や受検票は、7月中旬までに対象となる方へ郵送します。

町の国民健康保険に加入している方は、若年者健康診査・特定健康診査・特定保健指導を無料で受けることができます。なお、特定健康診査を人間ドックで受ける場合は、健診

の経費相当額を補助します。被保険者証と受診結果票、認め印、通帳をお持ちの上、役場住民課医療年金係（☎611-2501）までお申し出ください。

日程と受付時間は左表、検診内容は下表のとおりです。会場によっては混雑が予想されますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■問い合わせ 役場健康長寿課健康づくり係  
（☎611-2835、2826）

## 令和元年度各種成人検診日程表

《受付時間》

- ①午前9時～午前11時 / 午後1時30分～午後3時
- ②午後1時～午後3時 / 午後5時～午後7時

期日	会場	受付時間
7月22日(月)	広宮沢1区公民館	①
7月23日(火)	午前：間野々公民館	①
	午後：東徳田公民館	
7月24日(水)	矢巾町農村環境改善センター（室岡）	①
7月26日(金)	矢巾勤労者共同福祉センター（流通）	①
7月29日(月)	午前：太田農事交流センター	①
	午後：岩清水コミュニティセンター	
7月30日(火)	西徳田2区公民館	①
7月31日(水)	やはぱーく ※夕方健診	②
8月 1日(木)	午前：矢巾地区農業構造改善センター（土橋）	①
	午後：北郡山公民館	
8月 2日(金)	午前：下赤林集落センター	①
	午後：矢次公民館	
8月 4日(日)	さわやかハウス	①
8月 5日(月)	さわやかハウス	①
8月 6日(火)	高田コミュニティセンター	①
8月 7日(水)	矢巾3区公民館	①
8月 9日(金)	午前：和味公民館	①
	午後：南昌コミュニティセンター	
8月19日(月)	午前：矢巾東小学校体育館	①
	午後：西徳田1区公民館	
8月20日(火)	高田コミュニティセンター	①
8月24日(土)	さわやかハウス	①
8月25日(日)	さわやかハウス	①

## 検診の種類・対象者と料金

検診の種類	対象者	検診内容	料金
若年者健康診査	35歳以上39歳以下の方（※）	腹囲、血圧、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査など	無料
特定健康診査	40歳以上74歳以下の方（※）	腹囲、血圧、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査など	無料
後期高齢者健康診査	75歳以上の方	血圧、尿、血液、心電図、眼底検査など	無料
結核検診	65歳以上の方	胸部X線撮影	無料
肺がん検診	40歳以上の方	胸部X線撮影	500円
		胸部X線撮影 + たんの検査（希望者）	1,200円
大腸がん検診	40歳以上の方	2日間の便検査	500円
肝炎ウイルス検診	40歳以上で、今までに受診したことがない方	血液検査	400円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査	1,620円

※町の国民健康保険に加入している方が対象です。それ以外の方は、各医療保険者へお問い合わせください。